

○ 自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（責任保険又は責任共済の契約の締結を要しない自動車の保有者及びその業務の範囲）</p> <p>第一条の二 法第十条の政令で定める者は次の各号に掲げる者とし、同条の政令で定める業務は当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）</p> <p>第二条第一項に規定するオーストラリア軍隊 その任務の遂行に必要な業務</p> <p>五 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）</p> <p>第二条第一項に規定する英国軍隊 その任務の遂行に必要な業務</p> <p>（保険・共済除外標章の交付を要しない自動車の範囲）</p> <p>第一条の三 法第十条の二第一項の政令で定める検査対象外軽自動車及び原動機付自転車は、前条各号に掲げる者が当該各号に定める業務のため運行の用に供する検査対象外軽自動車及び原動機付自転車とする。</p>	<p>（責任保険又は責任共済の契約の締結を要しない自動車の保有者及びその業務の範囲）</p> <p>第一条の二 法第十条の政令で定める者及びその者に係る同条の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（保険・共済除外標章の交付を要しない自動車の範囲）</p> <p>第一条の三 法第十条の二第一項の政令で定める検査対象外軽自動車及び原動機付自転車は、前条各号に掲げる者が当該各号に掲げる業務のため運行の用に供する検査対象外軽自動車及び原動機付自転車とする。</p>